

海洋深層水施設灯浮標係留索等清掃作業仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、尾鷲市海洋深層水施設である灯浮標本体及び係留索に於ける清掃作業等に適用するものである。

(対象施設)

第2条 作業の対象とする施設は、別紙位置図に記載する。

(作業の内容)

第3条 作業は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 各灯浮標及び係留索(2箇所)のカキ落とし等清掃作業を行う。
- (2) 作業範囲は、灯浮標からワイヤー部とチェーン部の結束部分までとし、参考延長を下記に示す。
 - ①取水管B灯浮標 約37.2m
 - ②取水管C灯浮標 約37.2m ※別紙係留索詳細図参照
- (3) 灯浮標に設置されている防食板の交換を行う。1基につき防食板2枚×2基、計4枚防食板材料については、発注者より支給する。
- (4) 各箇所ごとに、作業前、作業中、作業後の記録を提出すること。
- (5) 作業着手前に、海上保安庁及び関係機関と協議すること。

(遵守事項)

第4条 請負者(以下「乙」という。)は、本仕様書に基づき、誠実に業務を実施するものとする。

(準備事項)

第5条 乙は、次の法令等に準拠し、業務を実施するものとする。

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 水路業務法
- (9) その他、本業務に関する法令規則等

(業務の実施)

第6条 本仕様書に記載のない事項についても、軽微な調整及び技術管理上必要な措置については、乙において実施するものとする。

また、作業の実施中、異常を発見した場合は、速やかに甲の担当職員に連絡し、その指示に従うものとする。

(提出書類)

第7条 請書に規定するもの他、次に定める書類を提出するものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 作業従事技術者名簿
- (3) 作業報告書(写真等)
- (4) その他、甲が必要と認める書類

(業務実施計画書)

第8条 乙は、あらかじめ作業実施計画をたて、作業実施計画書により甲の担当職員の承諾を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

(作業実施報告)

第9条 乙は、第3条の作業実施結果について写真等の報告書を提出すること。

(備品等の使用)

第12条 作業の実施に必要な工具、雑材料及び消耗品等は乙において準備するものとする。

(疑義)

第13条 この仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定するものとする。